

農業委員会からお知らせ

新島村農業委員の改選について

任期満了に伴う新島村農業委員会委員選挙が10月23日告示され、無投票にて8名が当選されました。

新島村農業委員会委員には、当選者8名、村議会、農協からそれぞれ推薦を受けた3名の11名が新たに就任いたしました。任期は平成24年10月31日から平成27年10月30日となり、新島村の農業振興にご尽力いただきますので、農地・農業に関することは各地区の農業委員にご相談ください。

また、退任された前委員の本村地区の梅田利満さん、前田芳甫さん、式根島地区の井上かつ美さん、長年にわたり新島村の農業振興の推進にご尽力いただきありがとうございます。

【新しい農業委員の皆さん(敬称略)】

- 会長 大沼 光吉(本村)
会長職務代理 横田 泰一(本村)
委員 釜 與志雄(本村)
委員 須貝 紀代(本村)
委員 戸田 邦市(本村)
委員 宮川源治郎(本村)
委員 小林 久子(若郷)
委員 宮川 寅男(若郷)
委員 森 田 一(若郷)
委員 青沼 進二(式根島)
委員 山本 一磨(式根島)

問い合わせ

新島村農業委員会事務局

(産業観光課内)
☎(5)0284(直通)

民生課からお知らせ

廃蛍光灯・廃乾電池を島外搬出しました



平成19年度から「有害ゴミ」として皆さんに持ち込んでいただいた廃蛍光灯・廃乾電池を島外搬出いたしました。

【廃蛍光灯】

- ・新島地区約6コンテナ
・式根島地区約2コンテナ

【廃乾電池】

- ・新島地区10ドラム
・式根島地区6ドラム

※正式な処理量については、後日お知らせいたします。

きれいな島づくりの一環として、今後も引き続き有害ゴミの持ち込みをよろしく願います。

します。

有害ゴミ(廃蛍光灯・廃乾電池)持ち込み場所

- ・新島地区:新島焼却場
・式根島地区:式根島クリーンセンター

問い合わせ

民生課民生係

☎(5)0243直通

診療所からお知らせ

任意のインフルエンザ予防接種の実施について

毎年、さわやか健康センターでインフルエンザ予防接種を実施していますが、当日都合が悪くなったり、予約を忘れてしまったりなど、予防接種を受けられなかった方に対して、今年も診療所で予防接種を実施します。希望される方はご利用ください。

なお、料金はさわやか健康センターで行う集団予防接種とは異なりますので、ご了承ください。

2月3日(月)

28日(金)

- 場所 本村・式根島診療所
料金 13歳以上 3760円
13歳未満 3320円

問い合わせ

本村診療所 ☎(5)0083

きんぶく会館からお知らせ

ポイントカード利用開始

きんぶく会館では、11月1日からポイントカードの使用を始めました。ポイントカードはオーディオルムと新たに卓球も加わり、2種類になります。

1時間の利用につき、1スタンプ押印で、5個たまるとオーディオルムまたは卓球の利用が1時間無料となります。

期間は平成25年3月末までです。皆様のご利用をお待ち

お問い合わせ

勤労福祉会館 ☎(5)0504

Advertisement for Kinbukukai-kan Point Card, including a calendar grid and card details.

12月は

オール東京滞納STOP強化月間



役立てます あなたの納税
地域に暮らす みんなのために
東京都と区市町村が連携し、徴収対策を集中して実施します!

都と区市町村では、安定した税収確保と納税の公平性確保を目指して、本年12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、都と区市町村が連携した広報や催告による納税推進、差押えやタイヤロック、搜索等の滞納処分など、多様な徴収対策に取り組んでいます。

平成24年度、東京都主税局では島しょ地域町村から滞納事案20件を引き継ぎ、滞納整理を行っています。

■ 12月1日～31日 新島・式根島の航路と発着時間

問い合わせ：東海汽船・新島 ☎ 5-0187 式根島 ☎ 7-0357

【神新汽船】下田行き：毎週水曜日運休

下田便	日・火・金	月・木・土
下田	午前 9:20 発	午前 9:20 発
新島	午後 12:00 着 午後 12:15 発	午後 1:20 着 午後 1:40 発
式根島	午後 12:35 着 午後 12:50 発	午後 12:50 着 午後 1:00 発
下田	午後 4:20 着	午後 4:20 着

1～31日【ジェット船】
運航日：4～7,14,21日

東京便	下り	上り
東京	午前 8:30 発	
新島	午前 11:20 着 午前 11:25 発	午後 1:25 着 午後 1:30 発
式根島	午前 11:40 着	午後 1:15 発
東京		午後 4:25 着

1～31日【大型船】
下り運休：3～6,27日を除く毎週木曜日
上り運休：4～7,28日を除く毎週金曜日

東京便	下り	上り
東京	午後 10:00 発	
新島	午前 8:35 着 午前 8:45 発	午前 11:45 着 午前 11:55 発
式根島	午前 9:05 着	午前 11:20 着 午前 11:25 発
東京		午後 7:00 着 土日 7:45 着

税政係からお知らせ

■ 事業主の方へ個人住民税は特別徴収で納めましょう

○ 個人住民税の特別徴収とは
事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わり、毎月の給与から個人住民税・都民税を天引きして納入する制度です。

事業主は原則として、法人・個人を問わず、すべての従業員について個人住民税を特別徴収する義務があります。（地方税法第321条の4及び各市町村条例）。

○ 特別徴収の事務

所得税の源泉徴収とは違い、毎月住民税額の計算をする必要はありません。税額計算は市町村が行い、毎年5月初旬に「特別徴収税額決定通知書」とともに1年分の納付書を送ります。毎月給与から徴収した住民税の合計を翌月10日までに納入して下さい。

退職など異動がある場合には届け出をしていただきますが、税額変更や納付書の再発行等の事務はすべて市町村が行います。

○ 特別徴収のメリット

主に従業員の方にメリットがあります。納付を忘れて滞

納となる心配がなく、納期が年12回なので普通徴収に比べ1回当たりの納税額が少なくて済みます。納税のために金融機関等に出向く手間も省けます。

納税しやすい環境づくりのため、事業主のみなさんご協力をお願いいたします。

○ 特別徴収について

よくある質問とその答え
① 今まで特別徴収をしていなかったが、しなくてはいけないのか？

↓ 所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与等の支払者）は、これまでも特別徴収の義務がありました。特に法改正が行われなかったわけではありません。制度の適正実施にご理解願います。

② 従業員が短期雇用者、アルバイト、パート、役員等の場合は？
↓ 法令にある例外規定を除き、全従業員が対象です。

③ 従業員が普通徴収を希望しているか？
↓ 選択することはできません。事業主に特別徴収の義務があります。

④ 従業員の就退職が多いが？

↓ 事務が煩雑であることを理由に普通徴収とすることはできません。

⑤ 従業員が少ない場合は？

↓ 人数に関係なく事業主に特別徴収義務があります。なお、従

業員が常時10人未満の場合、年12回の納期を年2回とする特例があります（届出が必要）。
※ 特別徴収の実施のお申し出ご質問は役場税政係にお問い合わせください。制度については、全国地方税務協議会ホームページをご覧ください。
ホームページ
<http://www.zenzeikyoku.jp/>
問い合わせ
企画財政課税政係
☎ (5) 0240 内線 113

島しょ振興公社 補助事業

平成24年度

地域振興に係る補助事業
及び人材育成共同事業

▼ 地域振興に係る補助事業

特産品の開発など、地域活性化を目的とした事業に補助金の制度があります。

【事業名】

平成24年度地域振興に係る補助事業（第3回）

【対象事業】

- ① 特産品の開発など
- ② 観光の振興など
- ③ 島おこしの人材育成など

【事業期間】

平成25年11月末まで

【対象団体】

① 島に住んでいる人5人以上の団体。

② 島しょ地域内に主な事業所をもつ小規模企業者。
③ 島しょ地域内の個人事業所者。

【補助金額】

補助対象経費の80%以内で上限100万円。特に必要と認められるものについては200万円。なお、視察などは補助事業の対象としない。

【募集締切】

1月15日（火）

▼ 人材育成共同事業

【事業名】
平成24年度人材育成共同事業（第3回）

【対象事業】

人材育成を目的とした事業。

【事業期間】

平成25年3月末まで

【対象団体】

- ① 島に住んでいる人5名以上の組織・団体。
- ② 島しょ地域内に主な事業所をもつ小規模企業者。
- ③ 島しょ地域内の個人事業所者。

【補助金額】

1事業あたり100万円。

【募集締切】

1月15日（火）

▼ 両補助制度の申込・問合せ

企画財政課 企画調整室
☎ (5) 0240 内線 204